

総合的かつ基本的な施策の評価に関する小委員会の議事の公開について(案)

平成17年5月20日
地震調査研究推進本部
政策委員会
総合的かつ基本的な施策の評価に関する小委員会

「政策委員会の議事の公開について」(平成10年1月7日 地震調査研究推進本部政策委員会)3に基づき、総合的かつ基本的な施策の評価に関する小委員会(以下「小委員会」という。)の議事の公開について、以下のように定める。

記

- 1 小委員会の議事を公開する。ただし、主査が必要と認めた場合には、事前に理由を公表した上で非公開とすることができる。
- 2 主査は、小委員会の会議の議事要旨を作成し、小委員会に諮った上で、これを公開するものとする。ただし、非公開の議事に係るものについては、主査が会議の決定を経て当該部分の議事要旨を非公開とすることができる。
- 3 小委員会の議事公開にあたっての詳細な取り扱いについては、別添「運営要領」のとおりとする。

総合的かつ基本的な施策の評価に関する小委員会の議事の公開
に係る運営要領（案）

平成17年5月20日

1 小委員会開催日及び議題の公開

- (1) 小委員会の開催日及び議題については、開催前日（前日が日曜日又は祝祭日の場合は、その直近の行政機関の休日でない日とする。以下、同じ。）までに、地震調査研究推進本部のホームページに掲載する。
- (2) 小委員会の議事を非公開とする場合には、(1)に加え、その旨を地震調査研究推進本部のホームページに掲載する。

2 傍聴について

(1) 一般傍聴者

ア 一般の傍聴者については、小委員会開催日の前日17時までに小委員会事務局（文部科学省研究開発局地震・防災研究課）に登録する。

イ 受付は、基本的には申し込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選も考慮する。

(2) 報道関係傍聴者

報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とし、開催前日17時までに小委員会事務局（文部科学省研究開発局地震・防災研究課）に登録する。

(3) その他

傍聴者が会議の進行を妨げていると主査が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、主査が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は、会議を撮影、録画、録音することを禁止する。その他、詳細は、主査の指示に従うこととする。

3 会議資料の公開

(1) 会議資料は、小委員会終了後、地震調査研究推進本部のホームページに掲載する。

(2) 傍聴者には、会議資料を配布する。

政策委員会の議事の公開について

平成10年1月7日
地震調査研究推進本部
政 策 委 員 会

政策委員会においては、今後、以下の措置を講じ、その調査審議の透明性の確保に努める。

記

1 議事の公開について

政策委員会の議事を公開する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、事前に理由を公表した上で非公開とすることができる。

2 会議資料及び詳細な議事要旨の公開について

政策委員会の会議資料及び詳細な議事要旨を公開する。ただし、非公開とした議事に係るものについては、これらを非公開とすることができる。

3 政策委員会の部会及び小委員会における対応について

政策委員会の部会及び小委員会の議事及び会議資料等の公開については、それぞれの部会及び小委員会で定めるものとする。